



平成24年3月28日
 雇児発0328第1号
 社援発0328第5号
 老発0328第2号

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用
 及び指導について」の一部改正について

社会福祉施設における運営費（措置費）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の制定等を踏まえ、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成24年4月1日より適用することとしたので了知の上、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（局長通知）について

別添

新	旧
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各</p> <p>雇用発第0312001号 社探発第0312001号 老発第0312001号 平成16年3月12日</p> <p>雇用発03228第1号 社探発03228第5号 老発03228第2号 平成24年3月28日</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各</p> <p>雇用発第0312001号 社探発第0312001号 老発第0312001号 平成16年3月12日</p> <p>雇用発03228第1号 社探発03228第5号 老発03228第2号 平成24年3月28日</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p>
<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における 運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日）雇用発第0312001号、社探発第0312001号、老発第0312001号により行われてきたところであるが、今後、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成16年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の</p>	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における 運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日）雇用発第0312001号、社探発第0312001号、老発第0312001号により行われてきたところであるが、今後、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成16年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の</p>

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（局長通知）について

新

旧

<p>規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社福施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 運営費等の使途範囲について (1)～(3)（略） (4) サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金（以下「運用収入」という。）の償還金及びその利息、法人が行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「社会福祉法」という。）第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）の運営に一体的に運営が行われる事業や介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>なお、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17日社福第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・福祉局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」（以下「旧会計基準」という。）を適用する法人については、「サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）を「施設経理区分」と読み替えるものとする（以下同じ。）。</p>	<p>規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社福施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 運営費等の使途範囲について (1)～(3)（略） (4) 施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「社会福祉法」という。）第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p>
<p>4（略）</p> <p>5 運営費の管理・運用について (1)（略） (2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付けは一切認められないこと。 なお、旧会計基準を適用する場合には、「各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分」を「施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計」と読み替えるものとする。</p>	<p>4（略）</p> <p>5 運営費の管理・運用について (1)（略） (2) 運営費の同一法人内における各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 なお、同一法人内における各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付けは一切認められないこと。</p>

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（局長通知）について

新	旧
<p>6 法人の事業経営に係る指導監督について 法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指導を行うこと。 また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行うこと。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行わなければならないこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度ごとの審査はもろろのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたこと。 なお、旧会計基準を適用する場合には、<u>社会福祉事業に関する会計単位以外の各会計単位の整合性についても、審査を徹底されたこと。</u></p> <p>(2) 経理の審査は各サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）にとどまることなく、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行わなければならないこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。 なお、旧会計基準を適用する場合には、「サービス区分、拠点区分及び事業区分」を「経理区分及び特別会計」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(別表1) 1 (略) 2 障害者支援施設等に係る指導監督について (平成19年4月26日障発第0426003号) 3、4 (略)</p> <p>(別表2) 1 (略) 2 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）による身体障害者社会参加支援施設（視覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>6 法人の事業経営に係る指導監督について 法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指導を行うこと。 また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行うこと。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行わなければならないこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度ごとの審査はもろろのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたこと。</p> <p>(2) 経理の審査は各施設経理区分にとどまることなく、運営費を繰入れた経理区分及び特別会計についても審査を行わなければならないこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(別表1) 1 (略) 2 障害福祉施設等に係る指導監督について (平成15年3月28日障発第0328016号) 3、4 (略)</p> <p>(別表2) 1 (略) 2 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）による身体障害者社会参加支援施設（視覚障害者情報提供施設に限る。）及び障害者自立支援法附則第41条第</p>

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（局長通知）について

新	旧
<p>3～5 (略)</p> <p>(別表3)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第17項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業 ・「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号） <p>5 (略)</p> <p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設</p>	<p>1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生保護施設（身体障害者福祉工場に限る。）</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(別表3)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生保護施設 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者保護施設 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第17項に規定する相談支援事業 ・「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号） <p>5 (略)</p> <p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設</p>

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（局長通知）について

新	旧
<p> 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 ・児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業 ・「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）中別添1 ・「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号）中別添4（4）、（5）、（6） </p>	<p> 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 ・「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日雇児発第247号）中別添1、5の3（1） ・「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日雇児発第396号）中別添9 ・「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号） </p>